

# 「官民による若手研究者発掘支援事業／

## 共同研究組成型

マッチングサポートフェーズ・共同研究フェーズ

・共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」

## の公募要領

### 【受付方法】

本事業への応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」による申請が必要です。

- ・所属研究機関及び研究者の登録、並びに応募基本情報入力が必要です。
- ・所属研究機関の登録手続きには、2週間以上掛かる場合があります。
- ・複数機関で応募する場合には、機関ごとに e-Rad への所属機関及び研究員の登録が必要です。
- ・e-Rad 上での提案書の提出の際には、提案者の所属機関の承認が必要です。

余裕を持って登録手続きを行い、提案書提出日までには情報入力を完了してください。

### 【受付期間】

2026年3月31日(火)～2026年5月11日(月) 正午まで

2026年3月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

## 目次

1. 事業内容及び公募対象 .....	3
(1) 事業内容 .....	3
(2) 公募対象 .....	5
2. 応募要件・実施要件 .....	8
3. 応募方法 .....	12
(1) 提出期限及び提出方法 .....	12
(2) 提出書類 .....	17
4. 採択先の選定 .....	19
(1) 審査の方法 .....	19
(2) 審査基準 .....	19
(3) 採択先の通知及び公表等 .....	20
(4) 選定スケジュール .....	20
5. 事業開始までのプロセス .....	20
6. 公募説明会の開催 .....	22
7. 事前相談の受付 .....	22
8. その他重要事項・留意事項 .....	22
9. 問い合わせ先 .....	23
10. その他 .....	23
11. 掲載資料 .....	23
【別紙】その他重要事項・留意事項 .....	25
◆応募にあたっての留意事項 .....	25
(1) 提出書類の留意事項 .....	25
(2) 契約等に係る情報の公表・開示 .....	25
(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除 .....	25
(4) 「国民との科学・技術対話」への対応 .....	27
(5) EBPM に関する取組への協力について .....	27
(6) 提出書類の情報の取り扱い .....	27
◆事業運営及び実施に係る各種手続き .....	28
(1) 事業運営 .....	28
(2) 採択後の各種事務手続き .....	28
(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動 .....	29
(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用＜共同研究フェーズのみ対象＞ .....	29
(5) 追跡調査・評価 .....	30
◆法令遵守、研究不正への対応 .....	30
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処） .....	30
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点 .....	31
(3) 研究不正への対応 .....	32

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「官民による若手研究者発掘支援事業／共同研究組成型 マッチングサポートフェーズ・共同研究フェーズ・共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」の実施者を一般に広く募集いたします。本事業への応募を希望される方は、以下の要領に従いご応募ください。

本事業は、2026年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

## 1. 事業内容及び公募対象

### (1) 事業内容

「官民による若手研究者発掘支援事業」は、目的志向型の創造的な基礎又は応用研究<sup>※1</sup>を行う若手研究者<sup>※2</sup>を発掘し、実用化に向けた産学連携体制での研究開発の実施を支援することにより、次世代のイノベーションを担う人材を育成するとともに、我が国における新産業の創出等に貢献することを目的として実施します。あわせて、「基本計画」等を参照してください。

#### ① マッチングサポートフェーズ

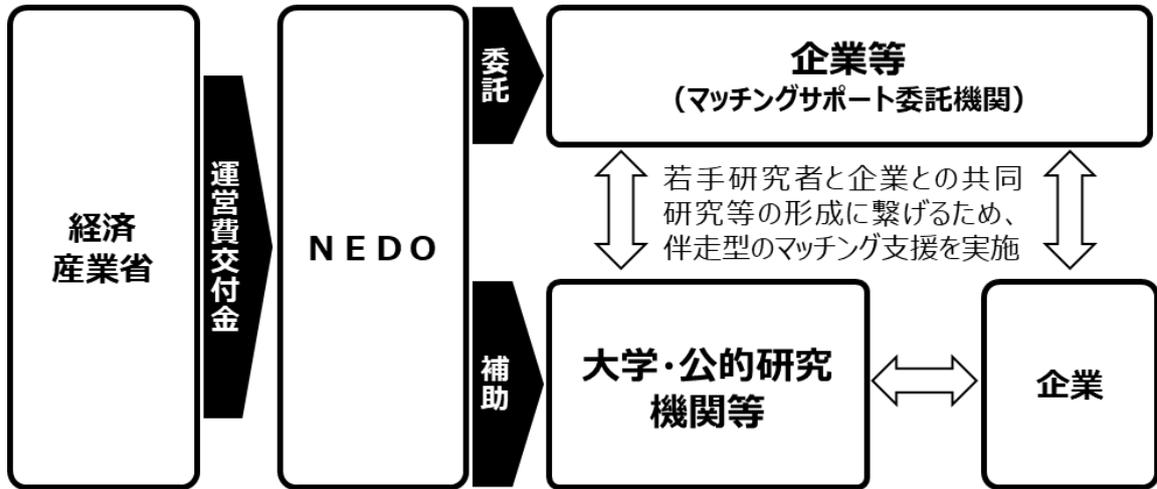
大学等に所属し、産業界が期待する目的志向型の創造的な基礎又は応用研究を実施する若手研究者と企業との共同研究等の機会を創出するためのマッチング支援を行います。

なお、マッチング支援については、NEDO 及び NEDO がマッチング支援業務を委託するマッチングサポート委託機関（以下「マッチングサポート委託機関」という。）により、以下の伴走型のフォローアップ等の実施を予定しています。

- ・ 応募を受け付けた提案（採択に至らなかった提案を含む）について、マッチング支援を目的として、個人情報以外の提案内容を、別途提案者の了解を得た上で NEDO ウェブサイトに掲載し、技術シーズ（研究開発の内容）を広く企業に周知して、企業からの関心事項・要望等を収集します。なお、マッチング支援を効果的に進める観点から、氏名、所属等についても、別途提案者の了解を得た上で公表させていただくことがあります。収集した関心事項・要望等は、対象の提案者にフィードバックします。
- ・ 技術シーズの NEDO ウェブサイト掲載及びマッチングイベント等への参加の他、マッチングサポート委託機関が収集した企業からの関心事項・要望等を踏まえ、企業との連携促進、共同研究等の形成に向けた助言・提言等を実施します。また、審査で補助対象事業として採択されたものについて補助します。なお、補助金の交付先は、若手研究者が所属する大学等とします。

<sup>※1</sup> 目的志向型の創造的な基礎又は応用研究：創造的な研究開発に基づいた技術シーズが産業に応用されることを目指して、課題克服のために、原理の解明や試作品の開発、実証試験等を行うもの。

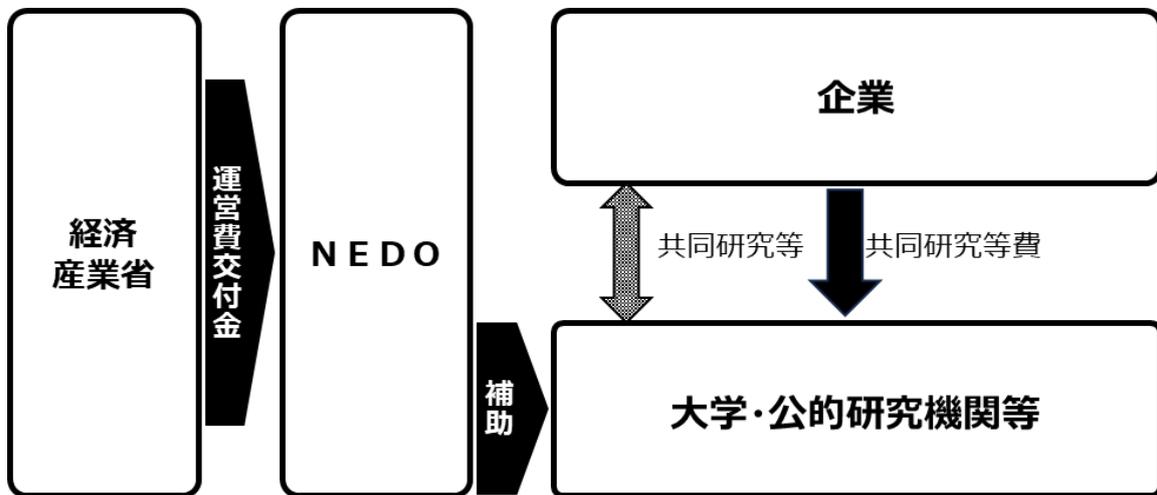
<sup>※2</sup> 若手研究者：マッチングサポートフェーズ、共同研究フェーズにおいては、大学等に在籍する研究者又は学生であって、所属部署等の長が研究開発能力を有すると認めた者であり、補助事業の開始年度の4月1日時点において、45歳未満である者。共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）においては、共同研究フェーズにおいて補助事業を実施する大学等の若手研究者と共同研究等を実施する企業に在籍する研究者で、補助事業の開始年度の4月1日時点において、45歳未満である者。



## ②共同研究フェーズ

大学等<sup>※3</sup>に所属する若手研究者が企業<sup>※4</sup>と共同研究等<sup>※5</sup>の実施に係る合意書（官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程様式第1添付資料3）を締結し、企業から大学等に対して共同研究等費が支払われることを条件として、実用化<sup>※6</sup>に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究を実施するものについて補助します。なお、補助金の交付先は、若手研究者が所属する大学等とします。

また、補助による支援の他、NEDO や経済産業省が主催する展示会等への参加候補とする等、技術シーズの実用化に向けた支援を行います。



※3 大学等：国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人、公益財団法人、公益社団法人及びこれらに準ずる機関。

※4 企業：交付決定（採択決定後）までに日本国内に登録されている民間企業、技術研究組合、一般財団法人、一般社団法人。（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）

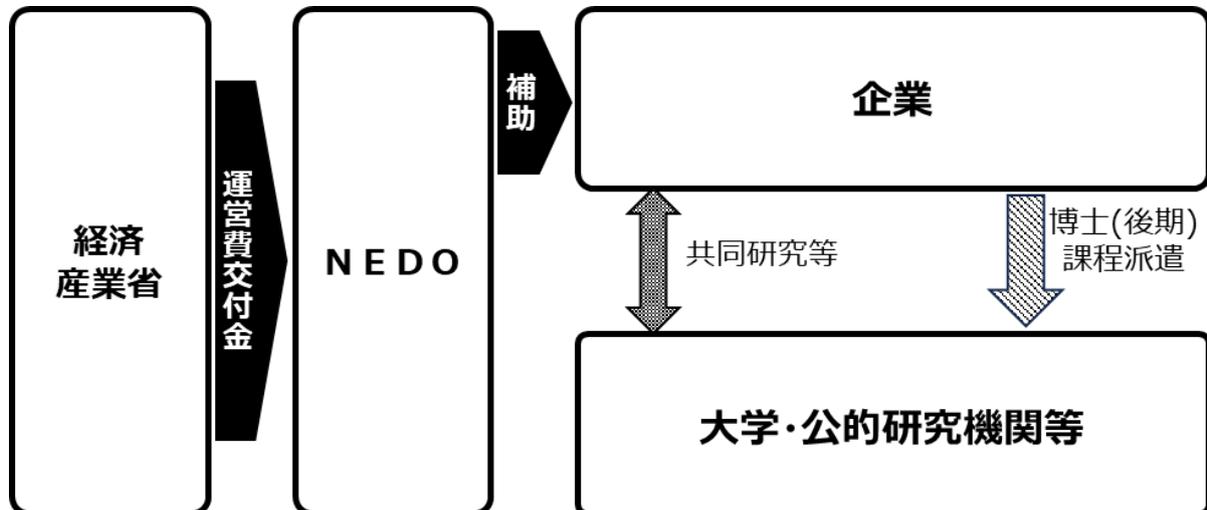
※5 共同研究等：大学等と企業が、技術の実用化に向けた取り組みとして、共同研究、受託研究、寄附講座、技術指導、研究インターンシップ、クロスアポイントメント制度の活用、リカレント等を行うもの。

※6 実用化：当該研究開発に基づく成果物（サービス等含む）の社会的利用（顧客への提供等）が開始されるものに加え、試作品等のサンプル提供以上の段階。

### ③共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）

※本フェーズは、(i) 既に「共同研究フェーズ」で大学等の若手研究者と共同研究等を実施している企業の若手研究者、及び、(ii) 本公募で「共同研究フェーズ」に応募する大学等の若手研究者と共同研究等を実施する企業の若手研究者が応募できます。(i) の場合は、共同研究フェーズ事業の終了予定日の1年前までに、博士（後期）課程への入学及び共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）での補助事業を開始できることが必要です。(ii) の場合は、「共同研究フェーズ」への提案が採択決定／補助金の交付決定されることが、「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」の採択決定／補助金の交付決定の要件となります。

企業と大学等が共同研究フェーズにおいて補助事業を実施している場合に、当該企業に所属する若手研究者が当該大学等の博士（後期）課程に入学し、共同研究フェーズでの事業成果の実用化が加速すると考えられる目的志向型の創造的な基礎又は応用研究を実施するものについて補助します。なお、補助金の交付先は、若手研究者が所属する企業とします。また、補助事業の実施にあたっては、若手研究者が大学等の博士（後期）課程において実施する研究開発を「企業と大学等との共同研究等」として合意書を締結し、研究開発を実施することとします。補助事業の開始は、採択決定後かつ博士（後期）課程入学後の10月とし、共同研究フェーズ事業の終了予定日の1年前までに事業を開始することとします。ただし、本公募において応募対象とする博士（後期）課程の入学時期は、「2. 応募要件・実施要件」に記載のとおりとします。



## (2) 公募対象

### ①マッチングサポートフェーズ

#### a. 対象となる研究開発テーマ

産業技術分野及びエネルギー・環境分野での実用化を目指す目的志向型の創造的な基礎又は応用研究で、産業界が期待する研究開発であり、研究開発の成果が産業に応用されることを目的として、今後企業との共同研究等の実施を目指すもの。

b. 事業期間

補助事業期間は最大2年（3か年度）とし、期間中は技術シーズのウェブサイト掲載やマッチングイベント等のマッチング支援を実施します。

マッチングサポートフェーズの期間中に企業との共同研究等の形成に至った場合は、1年目終了前及び2年目終了前に外部有識者によるステージゲート審査を行い、共同研究フェーズでの補助事業実施の可否を審査します。共同研究フェーズでの補助事業期間は最大3年（4か年度）とします。

c. 補助対象費用上限及び補助率

1 テーマあたり 10 百万円以内（間接経費を含む）

（ただし、NEDO が特に必要と認める場合は、事業の進捗状況を踏まえた上で、20 百万 / 2 年間（3 か年度）を上限に、金額精査の上で増額することがあります。）

補助率：定額

d. 留意事項

- ・ 事業期間は、最長 2028 年 9 月末日までとします。
- ・ マッチングサポートフェーズの 1 年目に企業との共同研究等の形成に至り、ステージゲート審査において共同研究フェーズでの事業実施が承認された場合は、マッチングサポートフェーズでの事業を終了します。（官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程第 26 条）

②共同研究フェーズ

a. 対象となる研究開発テーマ

産業技術分野及びエネルギー・環境分野での実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究で、新産業の創出等に貢献することを目指して企業との共同研究等を行うもの。

なお、応募要件とする企業との共同研究等は、交付決定日以降に新たな研究開発計画（研究開発テーマ、期間、契約額等）として開始されるもののみです。また、共同研究フェーズにおいては、補助事業期間終了後、5年以内の実用化を目指すものとします。

b. 事業期間

補助事業期間は最大3年（4か年度）とします。

c. 補助対象費用上限及び補助率

1 テーマあたり 60 百万円以内 / 年（間接経費を含む）

（ただし、NEDO からの補助金は、共同研究等を実施する企業から支払われる共同研究等費と同額以下とし、1 テーマあたり 30 百万円以内 / 年とする。）

補助率：1/2

d. 留意事項

- ・ 事業期間は、最長 2029 年 9 月末日までとします。
- ・ 採択時の補助金の交付決定期間は2年（3か年度）とし、2年目終了前に外部有識者

による中間評価を実施し、研究開発実施内容の見直しや、研究開発の中止など、3年目の補助事業継続の可否を判断します。

- ・共同研究フェーズにおいて同一主任研究者が複数のテーマを同時に実施する場合は、同時の補助金総額は30百万円以内/年（研究開発事業費総額は60百万円以内/年）とする。

### ③共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）

#### a. 対象となる研究開発テーマ

産業技術分野及びエネルギー・環境分野での実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究であり、企業と大学等が共同研究フェーズにおいて実施している補助事業の成果の実用化が加速すると考えられるテーマで研究開発を行うもの。

なお、応募要件とする大学等との共同研究等は、企業に所属する若手研究者が大学等の博士（後期）課程において実施する研究開発としますが、補助対象となるのは、交付決定日以降に実施した研究開発のみです。

また、成果の実用化を加速しようとする共同研究フェーズ事業の終了予定日の1年前までに、博士（後期）課程への入学及び共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）での補助事業を開始できることが必要です。

#### b. 事業期間

補助事業期間は最大3年（4か年度）かつ主任研究者となる若手研究者が博士（後期）課程に在学する期間とします。

#### c. 補助対象費用上限及び補助率

1テーマあたり10百万円以内/年

（ただし、NEDOからの補助金は、補助対象となる若手研究者が所属する企業が本テーマの実施にあたり支出する経費の1/2とし、1テーマあたり5百万円以内/年とする。なお、本フェーズにおいては、博士（後期）課程に在学して研究開発を実施する若手研究者1名につき1テーマとする。）

補助率：1/2

#### d. 留意事項

- ・事業期間は、最長2029年9月末日までとします。
- ・採択時の補助金の交付決定期間は2年（3か年度）とし、2年目終了前に外部有識者による中間評価を実施し、研究開発実施内容の見直しや、研究開発の中止など、3年目の補助事業継続の可否を審査します。

対象	予算規模	事業期間
①マッチングサポートフェーズ（定額補助）	1テーマあたりの補助対象費用10百万円以内（負担率：100%NEDO負担）	最大2年（3か年度）
②共同研究フェーズ（補助）	1テーマあたり補助対象費用60百万円以内（負担率：NEDO負担1/2）	最大3年（4か年度）

	※ただし、NEDOからの補助金は、共同研究等を実施する企業から支払われる共同研究等費と同額以下	
③共同研究フェーズ(企業人材博士課程派遣型)(補助)	1 テーマあたり補助対象費用 10 百万円以内 (負担率：NEDO 負担 1/2)	最大 3 年 (4 か年度)

## 2. 応募要件・実施要件

### (1) 提案者となる補助対象事業者

補助事業者は、次の要件を満たすことが必要です。(官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程第4条及び附則並びに官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程「共同研究フェーズ(企業人材博士課程派遣型)」第4条及び附則に基づく。)

#### ① マッチングサポートフェーズ

マッチングサポートフェーズにおける提案者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

##### i) 提案者(主任研究者)

- a. 補助事業の責任者(主任研究者)となること。
- b. 2026年4月1日時点において、博士号の学位の取得者であること。
- c. 2026年4月1日時点において、45歳未満であること。ただし、今回の公募では、出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者<sup>※7</sup>については、2026年4月1日時点において、50歳未満であること。
- d. 日本国内に所在する大学等に在籍する研究者<sup>※8</sup>であり、交付決定までに、補助金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていること。
- e. 補助期間中は日本国内に居住し、当該補助事業に従事できること。
- f. 企業との共同研究等に向けた技術シーズを有し、かつ共同研究等の実施を希望し、共同研究フェーズを目指す者。
- g. NEDO及びマッチングサポート委託機関が実施するマッチング支援を受けることを希望する者。
- h. 企業との共同研究等の形成に向けて、所属する機関の産学連携部門等と連携し、協力を得られる体制を構築できること。
- i. 原則として、2026年4月1日までに、本事業の共同研究フェーズ、共同研究フェーズ(スタートアップ課題解決支援型)、マッチングサポートフェーズのいずれかにおいて、主任研究者として補助金の交付を受けていないこと。<sup>※9</sup>また、原則として、2026年4月1日までに、NEDO 先導研究プログラムにおいて、業務管理者として企業との共同研究等が成立した研究者でないこと。

<sup>※7</sup> 証明書の添付は不要です。

<sup>※8</sup> 国籍は問いませんが、審査に係る手続きや、提案が採択された場合の補助事業に係る事務手続き、研究開発マネジメント等のやり取りは、全て日本語で行えることが必要です。

<sup>※9</sup> マッチングサポートフェーズにおいては、同時に複数のテーマを応募することも不可とします。(共同実施機関の主任研究者となる場合も不可とします。)

## ii) 登録研究員

補助事業に研究員として登録される研究者（登録研究員）は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- a. 2026年4月1日時点において、博士号の学位を取得又は研究開発能力を有していることを所属部署等の長から認められた者であること。
- b. 2026年4月1日時点において、45歳未満であること。ただし、今回の公募では、出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者<sup>\*7</sup>については、2026年4月1日時点において、50歳未満であること。
- c. 日本国内に所在する大学等に在籍する研究者又は学生<sup>\*8</sup>であり、交付決定までに、補助金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていること。
- d. 補助期間中は日本国内に居住し、当該補助事業に従事できること。

## iii) 補助金交付先機関

補助金の交付先となる大学等（主任研究者及び登録研究員が所属する機関）は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- a. 日本国内に所在すること。
- b. 提案時点では要件としないが、マッチングサポートフェーズの事業実施中に企業との共同研究等の形成に至り、共同研究フェーズへの事業を継続する場合、共同研究等を実施する企業との間で共同研究等に係る契約を締結する等により、共同研究等が実施できる体制を構築できること。
- c. 経理その他の事務についての的確に管理できる体制を有すること。
- d. e-Rad上で提案者に対して機関承認を行えること。
- e. 提案者の提案が採択された場合、NEDOに対して補助金交付に係る申請ができること。

## ② 共同研究フェーズ

### i) 提案者（主任研究者）

共同研究フェーズにおける提案者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- a. 補助事業の責任者（主任研究者）となること。
- b. 2026年4月1日時点において、博士号の学位の取得者であること。
- c. 2026年4月1日時点において、45歳未満であること。ただし、今回の公募では、出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者<sup>\*10</sup>については、2026年4月1日時点において、50歳未満であること。
- d. 日本国内に所在する大学等に在籍する研究者<sup>\*11</sup>であり、交付決定までに、補助金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていること。
- e. 補助期間中は日本国内に居住し、当該補助事業に従事できること。
- f. 提案時点で企業<sup>\*12</sup>と共同研究等の検討がされており、交付決定後すぐに企業との共

<sup>10</sup> 証明書の添付は不要です。

<sup>11</sup> 国籍は問いませんが、審査に係る手続きや、提案が採択された場合の補助事業に係る事務手続き、研究開発マネジメント等のやり取りは、全て日本語で行えることが必要です。

<sup>12</sup> ・日本国内に登録されている企業（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）及び技術研究組合が対象。規模の大小、大学発ベンチャー等は問わない。  
・研究者自身が立ち上げたスタートアップとの共同研究等も対象。ただし、主任研究者が共同研究等の相手先企業のCEO、CTO、大株主等（代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者も含む）に該当する場合、および親族や所属する研究室の主宰者等がそれらに該当する場合など、産学連携促進効果や利益相反の観点で疑義がある場合は対象外。それらに該当しなくなってから3年以上経過している場合は応募可能。

同研究等に着手できること。

- g. 補助事業の実施にあたって、所属する機関の産学連携部門等と連携し、協力を得られる体制を構築できること。

#### ii) 登録研究員

補助事業に研究員として登録される研究者（登録研究員）は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- a. 2026年4月1日時点において、博士号の学位を取得又は研究開発能力を有していることを所属部署等の長から認められた者であること。
- b. 2026年4月1日時点において、45歳未満であること。ただし、今回の公募では、出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者<sup>※10</sup>については、2026年4月1日時点において、50歳未満であること。
- c. 主任研究者が在籍する大学等に在籍する研究者又は学生<sup>※11</sup>であり、交付決定までに、補助金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていること。
- d. 補助期間中は日本国内に居住し、当該補助事業に従事できること。

#### iii) 補助金交付先機関

補助金の交付先となる大学等（主任研究者及び登録研究員が所属する機関）は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- a. 日本国内に所在すること。
- b. 交付決定までに、提案者が共同研究等を実施する企業との間で共同研究等に係る契約を締結する等により、共同研究等が実施できる体制を有すること。
- c. 経理その他の事務についての的確に管理できる体制を有すること。
- d. e-Rad上で提案者に対して機関承認を行えること。
- e. 提案者の提案が採択された場合、NEDOに対して補助金交付に係る申請ができること。

### ③ 共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）

#### i) 提案者（主任研究者）

共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）における提案者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- a. 補助事業の責任者（主任研究者）となること。
- b. 2026年4月1日時点において、45歳未満であること。ただし、今回の公募では、出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者<sup>※13</sup>については、2026年4月1日時点において、50歳未満であること。
- c. 共同研究フェーズにおいて補助事業を実施する大学等の若手研究者と共同研究等を実施する企業に在籍する研究者<sup>※14</sup>であり、交付決定までに、補助金の交付先となる企業との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていること。

---

・ベンチャーキャピタルとの共同研究等は対象外。

<sup>※13</sup> 証明書の添付は不要です。

<sup>※14</sup> 国籍は問いませんが、審査に係る手続きや、提案が採択された場合の補助事業に係る事務手続き、研究開発マネジメント等のやり取りは、全て日本語で行えることが必要です。

- d. 共同研究フェーズにおいて補助事業を実施する大学等の博士（後期）課程に、2026年4月から2026年10月までの間に入学すること（予定を含む）。
- e. 補助期間中は日本国内に居住し、当該補助事業に従事できること。

#### ii) 補助金交付先機関

補助金の交付先となる企業（主任研究者が所属する機関）は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- a. 日本国内に登録されている企業（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）であること。
- b. 交付決定までに、提案者が大学等の博士（後期）課程に入学し、共同研究等が実施できる体制を有すること。
- c. 経理その他の事務についての的確に管理できる体制を有すること。
- d. e-Rad 上で提案者に対して機関承認を行えること。
- e. 提案者の提案が採択された場合、NEDO に対して補助金交付に係る申請ができること。

### (2) 補助対象費用

補助の対象となる費用は、官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程第6条第1項及び官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」交付規程第6条第1項に示すとおりです。

### (3) 補助対象技術領域

経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等）に係る研究開発を行うものは対象です。ただし、原子力技術に係る研究開発は除きます。また、医薬・創薬分野、医療機器分野（医薬品や医療機器として、医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査・承認を受けることを前提としたもの）での実用化に事業目的を限定した研究開発は対象外とします。

### (4) 実施要件

本事業は、採択後、「官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程」及び「官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」」（以下「交付規程」という。）に沿って、交付申請書等を作成いただいたうえで、交付決定を行います。補助事業の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する交付規程及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】補助事業の手続き：交付規程・様式

官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程

[https://www.nedo.go.jp/itaku-yomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_yoshiki\\_wakateshien.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-yomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_wakateshien.html)

官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_yoshiki\\_wakateshien-2.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_wakateshien-2.html)

補助事業の手続き：マニュアル（「官民による若手研究者発掘支援事業」事務処理マニュアル）をご確認ください。）

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

### 3. 応募方法

#### （1）提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。

ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

**【提出期限】** 2026 年 5 月 11 日（月）正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

**【提出先】** マッチングサポートフェーズ、共同研究フェーズ、共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）とも、e-Rad から応募してください。

※フェーズごとに公募が異なりますのでご注意ください。

#### ① マッチングサポートフェーズ

「官民による若手研究者発掘支援事業（第 9 回）／共同研究組成型マッチングサポートフェーズ」

#### ② 共同研究フェーズ

「官民による若手研究者発掘支援事業（第 9 回）／共同研究組成型共同研究フェーズ」

#### ③ 共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）

「官民による若手研究者発掘支援事業（第 9 回）／共同研究組成型共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」

#### 【提出方法】

##### ① マッチングサポートフェーズ

マッチングサポートフェーズに提案をする場合は、e-Rad に「官民による若手研究者発掘支援事業（第 9 回）／共同研究組成型マッチングサポートフェーズ」の公募に課題登録

の上、下記の＜提出書類＞をアップロードしてください。

- ・様式は NEDO の公募ウェブサイトからダウンロードしてください。
- ・提案書は日本語で作成ください。提出書類のフォーマットは変更しないでください。
- ・提案書資料一式（様式 1-1、様式 1-2）は必ず 1 つの PDF 形式のファイルにまとめて提出してください。資料をまとめる際は、必ず様式番号の順に揃えてください。
- ・提案書資料一式のファイル名は、【第 9 回公募マッチングサポートフェーズ 提案書資料一式\_所属機関\_氏名】としてください。
- ・個人情報以外の提案内容については、マッチング支援を目的として、別途提案者の了解を得た上で NEDO ウェブサイトに掲載し、技術シーズを広く企業に周知します。また、マッチング支援を効果的に進める観点から、氏名、所属等についても、別途提案者の了解を得た上で公表させていただくことがあります。
- ・提出された書類について、NEDO（NEDO が守秘義務契約を締結した外部機関を含む）から問い合わせさせていただくことがあります。

## ②共同研究フェーズ

共同研究フェーズに提案をする場合は、e-Rad にて「官民による若手研究者発掘支援事業（第 9 回）／共同研究組成型共同研究フェーズ」の公募に課題登録の上、下記の＜提出書類＞をアップロードしてください。

- ・様式は NEDO の公募ウェブサイトからダウンロードしてください。
- ・提案書は日本語で作成してください。提出書類のフォーマットは変更しないでください。
- ・提案書資料一式（様式 2-1、様式 2-2）は必ず 1 つの PDF 形式のファイルにまとめて提出してください。資料をまとめる際は、必ず様式番号の順に揃えてください。
- ・提案書資料一式のファイル名は、【第 9 回公募共同研究フェーズ 提案書資料一式\_所属機関\_氏名】としてください。
- ・提案書の作成にあたっては、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」([https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html)) を活用して共同研究等の実施計画を策定してください。
- ・提出された書類について、NEDO（NEDO が守秘義務契約を締結した外部機関を含む）からお問い合わせさせていただくことがあります。

## ③共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）

共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）に提案をする場合は、e-Rad にて「官民による若手研究者発掘支援事業（第 9 回）／共同研究組成型共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」の公募に課題登録の上、下記の＜提出書類＞をアップロードしてください。

- ・様式は NEDO の公募ウェブサイトからダウンロードしてください。
- ・提案書は日本語で作成してください。提出書類のフォーマットは変更しないでください。
- ・提案書資料一式（様式 3-1、様式 3-2）は必ず 1 つの PDF 形式のファイルにまとめて提出してください。資料をまとめる際は、必ず様式番号の順に揃えてください。
- ・提案書資料一式のファイル名は、【第 9 回公募企業人材博士課程派遣型 提案書資料一

式 所属機関 氏名】としてください。

- ・提出された書類について、NEDO（NEDO が守秘義務契約を締結した外部機関を含む）からお問い合わせさせていただくことがあります。

### 【提出にあたっての留意事項】

#### ① マッチングサポートフェーズ

- 必ず事前に e-Rad の登録を行ってください。
- 提出書類は日本語で作成してください。
- e-Rad による申請（機関承認の上での NEDO への申請提出）は提出期限（3.（1））までに完了させてください。期限までに提出を完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。特に、提出期限直前は e-Rad システムが混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- 「2. 応募要件・実施要件」を満たさない提案書又は不備がある提案書は受理できません。提案書に不備があり、期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。無効となった提案書その他の書類は、NEDO にて破棄させていただきます。
- 提案書の作成においては、マッチングサポートフェーズで実施を予定する、最大2年間の研究開発計画を作成してください。なお、共同研究フェーズ期間の研究開発計画については、出口イメージを踏まえ、企業とどのような研究開発を実施する必要があるか、どのような課題があるか等、想定できる範囲で作成してください。
- 同一提案者による複数応募はできません。
- 提案書は原則非公開としますが、企業との共同研究等の機会の創出のため、個人情報以外の記載内容については、別途提案者の了解を得た上で原則公開とします。秘置したい内容は記載しないでください。提案書の提出前に、提案書の記載内容について、所属する機関の産学連携部門、連携する研究機関等に確認してください。なお、マッチング支援を効果的に進める観点から、氏名、所属等についても、別途提案者の了解を得た上で公表させていただくことがあります。
- 採択に至った場合でも、審査の結果により、提案内容、提案額について条件を付すことがあります。
- 採択決定後は、交付規程により、所属する大学等から補助金交付に係る申請を行う必要があります。

#### ②共同研究フェーズ

- 必ず事前に e-Rad の登録を行ってください。
- 提出書類は日本語で作成してください。
- e-Rad による申請（機関承認の上での NEDO への申請提出）は提出期限（3.（1））までに完了させてください。期限までに提出を完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。特に、提出期限直前は e-Rad システムが混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- 「2. 応募要件・実施要件」を満たさない提案書又は不備がある提案書は受理できません。提案書に不備があり、期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

無効となった提案書その他の書類は、NEDOにて破棄させていただきます。

- e. 提案書は原則非公開としますが、情報公開等により開示される可能性もあるため、秘匿したい内容は記載しないでください。提案書の提出前に、提案書の記載内容について、共同研究等を実施する企業に確認してください。
- f. 応募要件・実施要件とする企業との共同研究等は、交付決定日以降に新たな研究開発計画（研究開発テーマ、期間、契約額等）として開始されるもののみです。
- g. 採択に至った場合でも、採択審査の結果により、提案内容、提案額について条件を付すことがあります。
- h. 採択決定後は、交付規程により、所属する大学等から補助金交付に係る申請を行う必要があります。
- i. 提案の段階では、企業との共同研究等に係る契約の締結を完了しておく必要はありませんが、採択された場合には、交付決定までに契約を締結する等により、共同研究等が実施できる体制を整えてください。

### ③共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）

- a. 必ず事前に e-Rad の登録を行ってください。
- b. 提出書類は日本語で作成してください。
- c. e-Rad による申請（機関承認の上での NEDO への申請提出）は提出期限（3.（1））までに完了させてください。期限までに提出を完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。特に、提出期限直前は e-Rad システムが混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- d. 「2. 応募要件・実施要件」を満たさない提案書又は不備がある提案書は受理できません。提案書に不備があり、期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。無効となった提案書その他の書類は、NEDOにて破棄させていただきます。
- e. 提案書は原則非公開としますが、情報公開等により開示される可能性もあるため、秘匿したい内容は記載しないでください。提案書の提出前に、提案書の記載内容について、共同研究等を実施する大学等に確認してください。
- f. 応募要件・実施要件とする大学等との共同研究等は、企業に所属する若手研究者が大学等の博士（後期）課程において実施する研究開発とします。ただし、補助対象となるのは、交付決定日以降に実施した研究開発のみです。
- g. 採択に至った場合でも、審査の結果により、提案内容、提案額について条件を付すことがあります。
- h. 採択決定後は、交付規程により、所属する企業から補助金交付に係る申請を行う必要があります。

### 【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録】

本事業への応募は、e-Rad による申請（要機関承認）の手続きが必要です。e-Rad による申請手続きを行わないと、本事業への応募ができませんのでご注意ください。複数の研究者による研究開発体制での提案の場合は、提案者が e-Rad での申請を行ってください。この場合、その他の研究者（資金の配分を受ける研究者）については、研究分担者の欄に登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】 e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

e-Rad に関する事務手続きの流れは、次のとおりです。

以下 a～d の手続きのうち、a 及び b の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、ID を取得されている場合は不要です。

a. 所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時まで e-Rad に研究者が登録されていることが必要です。研究者の所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録されると、ログイン用 ID、パスワードが発行されます。登録手続きに 2 週間以上掛かる場合がありますので、余裕をもって登録申請してください。

- ・連名して申請する場合は、一機関の研究者が代表して登録を行ってください。なお、連名する全機関が e-Rad に登録され、各機関の主任研究者が研究者番号を取得していることが必要ですのでご注意ください。
- ・事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて行ってください。

b. 研究者の登録

前記 a で登録した所属研究機関の事務代表者が、研究者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID とパスワードを取得してください。

c. 応募情報の入力

e-Rad ポータルサイトへログインし、研究の代表者が、公募件名に対する応募情報を入力してください。

- ・補助金の額は間接経費（直接経費の 30%）を含む額となります。

d. 応募情報の確認と登録

入力内容に不備がないことを確認してから「この内容で提出」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「この内容で提出」ボタンを押さないと e-Rad 上での登録が完了しません。登録が完了すると、まず研究機関に応募課題が提出されます。研究機関が承認すると、NEDO に応募課題が提出されます。提案書の提出期限までに NEDO への応募課題の提出が完了している必要がありますので、ご注意ください。

○ 研究機関向け操作マニュアル

[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)

○ 研究者向け操作マニュアル

[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)

● 注意事項

- ・提案書の提出期限までにシステムの「応募／採択課題一覧」のステータスが「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにも関わらず、提出期限の前までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad のヘルプデスクまで連絡してください。
- ・提出期限までは、一旦提出した応募課題を、提案者が再度修正できる状態に戻すこと

が可能です。この操作をe-Radでは「引戻し」と呼びます。既に研究機関からNEDOに応募課題が提出されている場合は、まず研究機関から「引戻し」を行っていただくことで、研究者からの「引戻し」ができる状態になります。「引戻し」して情報を修正した場合は、提出期限の前までに必ず再度提出を完了して、e-Rad 応募内容提案書を更新してください。

## (2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は添付資料をご参照ください。

### ①マッチングサポートフェーズ

提出書類	
様式 1-1	提案書【マッチングサポートフェーズ】
様式 1-2	研究開発予算及び添付資料一式
※添付資料 1	主任研究者研究経歴書
添付資料 2	その他の研究費の応募・受入状況
添付資料 3	利害関係の確認について（※1）
	を含む

### ②共同研究フェーズ

提出書類	
様式 2-1	提案書【共同研究フェーズ】
様式 2-2	研究開発予算及び添付資料一式
※添付資料 1	主任研究者研究経歴書
添付資料 2	その他の研究費の応募・受入状況
添付資料 3	利害関係の確認について（※1）
	を含む

### ③共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）

提出書類	
様式 3-1	提案書【共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）】
様式 3-2	研究開発予算及び添付資料一式
※添付資料 1	主任研究者研究経歴書
添付資料 2	その他の研究費の応募・受入状況
添付資料 3	利害関係の確認について（※1）
添付資料 4	博士（後期）課程入学に関する確認書
添付資料 5	企業情報
添付資料 6	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について（※2）
添付資料 7	従業員への賃金引上げ計画の表明書《任意》
	を含む
会社案内（会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書）《添付資料5以外に提出の必要がある場合》（PDF）	
直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算	

<p>書) (PDF)</p> <p>※「株主(社員)資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。</p> <p>※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求められる場合があります。</p>
<p>提案内容に関して、国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は、当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料《該当がある場合》(PDF)</p>

**【留意点】**

**(※1) 利害関係の確認について**

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。競合関係を特定することが可能と考える提案内容のポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、「利害関係者」欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：○○株式会社 ○○ ○○  
○○大学○○学部○○学科 教授 ○○ ○○  
○○大学院○○研究科○○専攻 教授 ○○ ○○  
○○研究所 ○○部門 部門長 ○○ ○○

**(※2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について**

提案書の実施体制に記載される補助先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。

## 4. 採択先の選定

### (1) 審査の方法

提案書受理後、外部有識者等による評価を踏まえた総合的な審査を行い、補助予定先の採択決定及び通知を行います。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。

採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

### (2) 審査基準

#### i) 事業性審査

「研究開発成果が産業に応用される可能性」、「研究開発を通じた人材の流動化・高度化等による産業人材育成の可能性」

#### ii) 技術審査

「基となる研究開発実績等」、「研究開発テーマの優位性（革新性・独創性・有効性など）」、「研究開発計画の妥当性」

#### iii) 補助事業者要件項目

「事業実施に必要な設備の保有」、「経営基盤」、「管理体制」

なお、採択審査にあたり、マッチングサポートフェーズ・共同研究フェーズについて、以下の①、②の要件に該当する場合は、加点を行います。なお、加点はどちらかのみとします。

①「地方／地域の課題」をテーマにした提案については、以下2つの事項を満たしたものについて、加点します。

- ・「地方／地域の課題」をテーマにし、その地方／地域の大学等の研究開発またはその地方／地域の企業等と大学等の共同研究開発によるもの
- ・「地方／地域の課題」をテーマとした際、その課題を抱える自治体の担当部局からの推薦レターがある（担当部局長名にて発出されたもの）

②「地方／地域の課題」をテーマにした提案書に対し、金融機関<sup>※15</sup>から将来的な実用化に向けて関心がある旨の文書が提出されたものについて、加点します。なお、加点にあたっては、以下の情報を確認できる文書を提案時に提出してください。

- ・当該機関の業務担当責任者名にて発出された、当該機関が提案者の研究開発テーマに対して関心がある旨
- ・本補助事業に採択された場合に、提案者の研究開発テーマの実用化に向けて、当該機関が実施する具体的な支援内容及びその想定時期（本補助事業期間中及び期間後）

また、「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」は、各々、以下の要素を考

<sup>※15</sup>金融機関：金融庁から免許・許可・登録等を受けている機関のうち、以下の機関。

- ・銀行のうち、業態が都市銀行、地方銀行、第二地方銀行とされている機関。
- ・信用金庫連合会、信用金庫
- ・信用協同組合連合会、信用組合

慮します。

・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況として、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)

(平成 28 年 3 月 22 日に、すべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。)

・賃上げを実施することを表明した企業等

### (3) 採択先の通知及び公表等

#### a. 採択結果の通知

採択が決定された提案については、NEDO から提案者に通知します。不採択の場合も、不採択理由を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2026 年 8 月中旬を予定しています。

#### b. 採択結果の公表

採択した案件に関しては、事業者名(補助事業者機関名、主任研究者氏名 など)、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公表します。

#### c. 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

#### d. 附帯条件

採択に当たって条件(予算や体制の変更、経費の支払方法 等)を付す場合があります。

### (4) 選定スケジュール

2026 年 5 月 11 日：公募締切

2026 年 7 月下旬(予定)：採択審査委員会(外部有識者による審査)

2026 年 8 月上旬(予定)：契約・交付審査委員会

2026 年 8 月上旬(予定)：採択先決定

2026 年 8 月中旬(予定)：ウェブサイトに公表

2026 年 10 月上旬(予定)：契約締結/交付決定

## 5. 事業開始までのプロセス

### ① マッチングサポートフェーズ

a. 応募を受け付けた提案(採択に至らなかった提案を含む)について、マッチング支援を目的として、個人情報以外の提案内容を、別途提案者の了解を得た上で NEDO ウェブサイトに掲載し、技術シーズを広く企業に周知します。

※マッチング支援を効果的に進める観点から、氏名、所属等についても、別途提案者の

了解を得た上で公表させていただくことがあります。

- b. 公募締切後、外部有識者による審査を行い、採択決定及び通知を行います。審査の内容によって、実施内容や補助対象経費に条件を付す場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は、提案を取り下げることができます。なお、採択決定は補助金の交付決定ではありません。
- c. 採択が決定された提案については、採択決定後、1か月以内を目処に、若手研究者の所属する大学等より交付規程に定める「補助金交付申請書」（様式第1）を提出していただきます。その後、必要な手続きを経て、NEDO から交付決定通知を発送します。なお、採択審査の結果により事業性・技術等に対する採択の条件が付された場合には、それらを踏まえて「補助金交付申請書」を作成してください。
- d. 補助対象事業は、交付決定通知書に記載する事業開始日以降に開始することができ、それ以前の経費は補助対象とはなりません。
- e. 交付決定後、マッチングイベント等（共同研究等の形成に向けた研修・講習会等含む）への参加、補助事業の推進に係る助言・提言等の、NEDO 及びマッチングサポート委託機関によるマッチング支援を実施します。
- f. 補助対象事業は、必要に応じて NEDO に対して研究開発内容についての報告を行っていただきます。当該研究開発内容は、技術シーズに対して関心を示した企業との共同研究等を推進するため、提案者の合意の上、技術シーズに対して関心を示した企業への情報提供に利用します。その後、提供した研究開発内容に対する企業からの意見・要望等をフィードバックしますので、以降それらの意見・要望等を踏まえながら事業を実施し、共同研究等の形成を目指すこととします。なお、必要に応じて補助金交付申請書に記載した研究開発の内容・出口イメージ等を見直していただく場合があります。
- g. 補助対象外の提案についても、提案者の希望があれば、マッチングを目的とした技術シーズの NEDO ウェブサイト掲載を実施いたします。

## ② 共同研究フェーズ

- a. 公募締切後、外部有識者による審査及び NEDO 内に設置する契約・交付審査委員会による総合的な審査を行い、採択決定及び通知を行います。審査の内容によって、実施内容や補助対象経費に条件を付す場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は、提案を取り下げることができます。なお、採択決定は補助金の交付決定ではありません。
- b. 採択が決定された提案については、採択決定後、1か月以内を目処に、若手研究者の所属する大学等及び企業より交付規程に定める「補助金交付申請書」（様式第1）を提出していただきます。その後、必要な手続きを経て、NEDO から交付決定通知を発送します。なお、採択審査の結果により事業性・技術等に対する採択の条件が付された場合には、それらを踏まえて「補助金交付申請書」を作成してください。
- c. 補助事業は、交付決定通知書に記載する事業開始日以降に開始することができ、それ以前の経費は補助対象とはなりません。

## ③ 共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）

- a. 公募締切後、外部有識者による審査及び NEDO 内に設置する契約・交付審査委員会に

よる総合的な審査を行い、採択決定及び通知を行います。審査の内容によって、実施内容や補助対象経費に条件を付す場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は、提案を取り下げることができます。なお、採択決定は補助金の交付決定ではありません。

※本公募で「共同研究フェーズ」に応募する大学等の若手研究者と共同研究等を実施する企業の若手研究者が応募した場合は、「共同研究フェーズ」への提案が採択決定／補助金の交付決定されることが、「共同研究フェーズ(企業人材博士課程派遣型)」の採択決定／補助金の交付決定の要件となります。

- b. 採択が決定された提案については、採択決定後、1か月以内を目処に、若手研究者の所属する大学等及び企業より交付規程に定める「補助金交付申請書」(様式第1)を提出していただきます。その後、必要な手続きを経て、NEDO から交付決定通知を発送します。なお、採択審査の結果により事業性・技術等に対する採択の条件が付された場合には、それらを踏まえて「補助金交付申請書」を作成してください。
- c. 補助事業は、交付決定通知書に記載する事業開始日以降に開始することができ、それ以前の経費は補助対象とはなりません。

## 6. 公募説明会の開催

公募説明会の開催については、日時や申し込み方法等を NEDO ウェブサイトに掲載しますので、ご確認ください。なお、公募説明会への出席は義務ではありません。

また、当該補助事業の内容、応募に係る具体的な手続き、提出書類の記載方法等については、NEDO ウェブサイトに後日掲載する公募説明資料及び FAQ (よくあるご質問) も併せてご参照ください。

## 7. 個別相談の受付

本事業では公募期間中に提案内容そのものにかかわるご相談に関しては対応しておりません。なお、ご提案先に関するご相談(どのフェーズに申し込むのが良いか)等については、以下のとおり実施いたします。詳細は NEDO ウェブサイトの公募案内ページをご参照ください。

- ・ご相談は大学等の機関単位で受け付けます。各機関の産学連携担当者及び URA 等を窓口にて取りまとめていただき、まとめてご回答いたします。
- ・個別相談会は、公募説明会の各会終了後に開催します。相談は1機関あたり1回まで、最大15分とします。事前申し込み制の先着順といたしますので、ご相談のご希望に添えない可能性もございます。あらかじめご了承ください。

## 8. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

## 9. 問い合わせ先

本公募の内容に関する事務的な質問等は公募説明会及び下記の連絡先で受け付けます。なお、E-mail でのお問い合わせは、2026 年 4 月 27 日（月）までに限り受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

フロンティア部 若サポ担当

E-mail : wakate-contact[\*]nedo. go. jp

E-mail は上記アドレスの[\*]を@に変えて使用してください。

## 10. その他

### 【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo. go. jp/keiyaku/index. html>

## 11. 掲載資料

【若サポ・第9回公募】公募要領（共同研究組成型）

【若サポ・第9回公募】様式1-1\_提案書\_所属機関名\_氏名【マチP】

【若サポ・第9回公募】様式1-2\_<共同提案用>研究開発予算・添付資料一式【マチP】

【若サポ・第9回公募】様式1-2\_<単独提案用>研究開発予算・添付資料一式【マチP】

【若サポ・第9回公募】様式2-1\_提案書\_所属機関名\_氏名【共研P】

【若サポ・第9回公募】様式2-2\_<共同提案用>研究開発予算・添付資料一式【共研P】

【若サポ・第9回公募】様式2-2\_<単独提案用>研究開発予算・添付資料一式【共研P】

【若サポ・第9回公募】様式3-1\_所属機関名\_氏名【派遣型】

【若サポ・第9回公募】様式3-2\_研究開発予算・添付資料一式【派遣型】

【若サポ・第9回公募】チェックリスト

【若サポ・第9回公募】別紙\_技術キーワード一覧

【若サポ・第9回公募】参考資料1. 主任研究者研究経歴書の記入について

【若サポ・第9回公募】参考資料2. その他の研究費の応募・受入状況の記入について

【若サポ・第9回公募】参考資料3. 企業情報の記入について

【若サポ・第9回公募】参考資料4. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

【若サポ・第9回公募】参考資料5. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料について

【若サポ・第9回公募】事前評価者候補一覧

公募説明資料

FAQ（よくあるご質問）

## 【別紙】 その他重要事項・留意事項

### ◆応募にあたっての留意事項

#### (1) 提出書類の留意事項

##### 研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。

補助事業の場合は、補助事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者である「主任研究者」について、研究経歴書を提出していただきます。

【参考】 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

#### (2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・補助事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】 契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

[https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku\\_top.html](https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html)

#### (3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注 1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の

研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。

④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応

じて照会を行うことがあります。

- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又はNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin\\_r3\\_1217.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)

#### (4) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

#### (5) EBPMに関する取組への協力について

EBPM (Evidence-Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) (※) の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含まれます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記のEBPMに関する取組への協力で同意したものとみなします。

(※) 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする事です。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

#### (6) 提出書類の情報の取り扱い

NEDOは、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

本事業においては、研究開発提案書（様式1、様式2、様式3）の内容は、秘密保持の義務を遵守した上で、イノベーション政策の発展のため主務官庁である経済産業省、企業との共同研究等の形成のためマッチングサポート委託機関、提案書の審査事務の円滑化のため外部機関に共有することがありますので、予めご了承ください。

なお、採択決定後 e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## ◆事業運営及び実施に係る各種手続き

### （1）事業運営

#### ①全体の運営方針

NEDO は、基本計画等に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画等を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

#### ②知財・データマネジメント

本事業の実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助先に帰属します。

また、データマネジメントとして、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。NEDO 事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

【参考】NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)

### （2）採択後の各種事務手続き

#### ①NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用しない予定です。

#### ②府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

採択された事業者におかれては、NEDO からの案内に従い、契約締結・交付決定前までに必ず e-Rad 上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめて e-Rad 上で登録作業を行っていただ

きます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業実施の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業における e-Rad の手続きについて

[https://www.nedo.go.jp/koubo/201121\\_1\\_201121\\_1.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html)

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

### ③資産の取り扱い

補助事業で取得した設備備品の財産所有権は、補助先にあります。ただし、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得し設備備品の取得財産には処分制限があります（官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程第 16 条、官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」第 16 条）。

### ④実用化状況報告書及び収益納付

採択された事業にあつては、補助事業完了後に実用化に努めていただくとともに、補助事業完了年度の翌年度以降 5 年間、共同研究等を実施する企業との連携状況及び実用化の状況等について、実用化状況報告書を毎年度提出していただきます。実用化とは、当該研究開発に基づく成果物（サービス等含む）の社会的利用（顧客への提供等）が開始されるものに加え、試作品等のサンプル提供以上の段階を指します。

また補助事業の実用化等（産業財産権等の譲渡等含む）により、補助金の交付先となる大学等に収益が生じたと認められたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

### （3）大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

### （4）RA（リサーチアシスタント）等の雇用＜共同研究フェーズのみ対象＞

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

[https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt\\_kiban03-000011852\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf)

## (5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

## ◆法令遵守、研究不正への対応

### (1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※)。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

(※) 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>  
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

## (2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

- a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(以下「経済安全保障推進法」という。)に基づく特許出願の非公開制度(令和6年5月1日施行)において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・ 同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます(経済安全保障推進法第74条及び第75条)。
- ・ また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願(PCT出願を含む)が禁止されます(経済安全保障推進法第78条)。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html)

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

### （3）研究不正への対応

#### ①公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※ 1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※ 2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※ 1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

（※ 2）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者

を含む。以下同じ。) に対し、NEDO の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

## ②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

(※1)) 及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。(※2)) に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

(※2) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応

募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)

- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- iv. 府省等の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

**【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】**

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号：044-520-5131

(電話の受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)